

松原地区地域課題検討会議会則

(名称)

第1条 本会は、松原地区地域課題検討会議（以下「会議」という）と称する。

(目的)

第2条 会議は、住民がお互いに助け合い、安心して、いきいきと暮らすことのできる地域づくりをめざし、松原地区町会連合会（以下「連合会」という）が独自に解決できない多岐にわたる課題を解決するための方策を、連合会の諮問に基づき検討し、答申する。

(組織及び運営)

第3条 会議は、連合会会長が代表の任にあたり、答申案検討に関わる委員長・委員はその都度、諮問の内容に応じて連合会理事会が選任する。委員長は会議の代表者以外の者がその任にあたることとする。

2 会議には、連合会理事が1名以上加わり会の運営を担う。

(事務局)

第4条 事務局は、その都度選任された連合会理事と地域づくりセンター職員が当たる。

(任期)

第5条 会議は、連合会の諮問に対する委員長からの答申をもって解散する。

(経費)

第6条 会議としての予算は持たないが、必要な経費は連合会が負担する。

(補則)

第7条 この会則に定めるもののほか、必要な事項はその都度連合会理事会において協議する。

付 則

この会則は平成28年4月17日に制定し、同日より施行する。